

令和5年5月2日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕  
産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
ガイドライン等の取扱いについて（通知）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。  
このことについて、和5年5月1日付け環循適発第2305011号、環循規発第2305015号及び環循施発第2305011号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から別紙のとおり通知がありました。  
については、通知の内容を御確認の上、廃棄物の適正処理業務の安定的な継続について取り組んでいただくよう、貴団体の構成員の皆様に周知をお願いします。  
なお、本ガイドライン等は、次の環境省ホームページに掲載されています。

○新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

担当 適正処理グループ  
電話 082-513-2963（ダイヤルイン）  
（担当者 中間）